

# 《丸亀市宿泊事業者支援給付金》

## (市単独事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊者数の減少や物価高騰の影響を受けて、事業活動に支障が生じている市内宿泊事業者に対し、事業の継続の支援や経営の安定を図るための給付金を交付します。

### 1. 対象者

- (1) 丸亀市内で旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く）を営む事業者。
- (2) 令和4年7月1日以前に開業し、申請時点で事業を継続しており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 法人にあっては、丸亀市に法人市民税の納付実績があること。

### 2. 給付額

市内宿泊施設1施設につき、基本額と加算額を合計した額を交付する。

#### <基本額>

(ホテル・旅館) 市内に所在する施設数×30万円

(簡易宿泊所) 市内に所在する施設数×10万円

+

<加算額> 客室数×1万円

※1施設につき申請は1回限り。

### 3. 申請期間

令和4年7月1日から 令和5年2月28日まで

#### 4. 提出物

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1号）※
  - (2) 宿泊者数実績確認書（様式第2号）※
  - (3) 当該施設に係る旅館業の営業許可書の写し
  - (4) 旅館業を行う施設の客室数がわかる書類
  - (5) 債権者登録申出書  
(市に振込先の口座登録がない事業者・登録内容に変更がある事業者)
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- ※各様式（様式第1、2号）、債権者登録申出書は市ホームページからダウンロードしてください。市産業観光課の窓口にもあります。

#### 5. 申請方法

下記6へ郵送もしくは市産業観光課窓口へ提出。

#### 6. 提出先・お問い合わせ先

〒763-8501  
丸亀市大手町 2-4-21  
丸亀市役所（庁舎3階）産業観光課「宿泊事業者支援給付金」宛  
TEL : 0877-24-8816  
EMAIL : sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

よくある質問（Q & A）  
丸亀市宿泊事業者支援給付金

Q 1 丸亀市内の宿泊施設がすべて対象ですか。

A 市内で旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第1項に規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿泊所営業」を行っている事業者が対象です（同条第4項に規定する下宿営業を除く）。

Q 2 市内の宿泊事業者が営業する、市外の施設分は対象ですか。

A 市内に所在している宿泊施設のみが対象となります。

Q 3 市内で複数の宿泊施設を営業している場合はどうなりますか。

A 営業許可を得ている施設の内容をまとめて申請書に記入し、添付資料を提出してください。

Q 4 客室数がわかる書類は何がありますか。

A 各階の客室数がわかる施設のリーフレットの写しや施設の平面図等を提出してください。

Q 5 営業許可を得ている者と現在の施設代表者が世代代わり等の理由により違う場合はどうすれば良いですか。

A 中讃保健所（衛生課）で旅館業の申請内容変更の届出を行ってください。届出後、中讃保健所が発行する証明書を提出してください。

Q 6 当初に営業許可を得ている施設状況と現在では、客室数に変更がある場合はどうなりますか。

A この給付金は、令和4年7月1日時点で、中讃保健所に登録されている客室数と実際に営業している客室数を比較して少ない方を基準としますので、この時点で登録されている客室数を上回って給付金を申請することはできません。

また、保健所に登録されている客室数より少ない客室数で営業している場合は、実際に営業している少ない方の客室数で申請してください。

Q 7 本給付金の課税上の扱いはどのようになりますか。

A この給付金は課税対象となります。ただし、必ずしも税負担が生じるものではありません。詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。丸亀税務署 TEL:0877-23-2221

ご不明な点がございましたら、丸亀市産業観光課へ（TEL:24-8816）へご相談ください。